

【表紙】

【公表書類】

発行者情報

【公表日】

2025年11月21日

【発行者の名称】

BABY JOB株式会社(BABY JOB Co.,Ltd.)

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 上野 公嗣

【本店の所在の場所】

大阪市淀川区西中島六丁目7番8号

【電話番号】

06-4862-5187

【事務連絡者氏名】

執行役員 財務経理部部長 西尾 剛彦

【担当J-Adviserの名称】

株式会社船井総合研究所

【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】

代表取締役社長 社長執行役員 真貝 大介

【担当J-Adviserの本店の所在の場所】

東京都中央区八重洲二丁目2番1号

東京ミッドタウン八重洲 八重洲セントラルタワー 35階

【担当J-Adviserの財務状況が公表される
ウェブサイトのアドレス】

<https://www.funaisoken.co.jp/>

【電話番号】

03-6212-2921(代表)

【取引所金融商品市場等に関する事項】

東京証券取引所 TOKYO PRO Market

なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

【公表されるホームページのアドレス】

BABY JOB株式会社

<https://baby-job.co.jp/>

株式会社東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時点における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第 1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第 2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第 8 期 中間連結会計期間
決算年月	自 2025 年 3 月 1 日 至 2025 年 8 月 31 日
売上高 (千円)	2,007,885
経常利益 (千円)	122,561
親会社株主に帰属する中間純利益 (千円)	76,147
中間包括利益 (千円)	76,147
純資産額 (千円)	555,513
総資産額 (千円)	1,242,629
1 株当たり純資産額 (円)	188.35
1 株当たり配当額 (うち 1 株当たり中間配当額) (円)	—
1 株当たり中間純利益 (円)	25.86
潜在株式調整後 1 株当たり中間 純利益 (円)	24.73
自己資本比率 (%)	44.6
自己資本利益率 (%)	14.7
株価収益率 (倍)	36.7
配当性向 (%)	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	49,595
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△24,991
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△72,042
現金及び現金同等物の中間期末残高 (千円)	627,314
従業員数 〔外、平均臨時雇用人員〕 (名)	89 (5)

- (注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 当社は当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、前中間連結会計期間及び前連結会計年度の経営指標等の推移については記載しておりません。
3. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は平均人員を () 内に外数で記載しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容の変更は次のとおりであります。

当社グループは、当社（BABY JOB株式会社）及び子会社1社により構成されております。

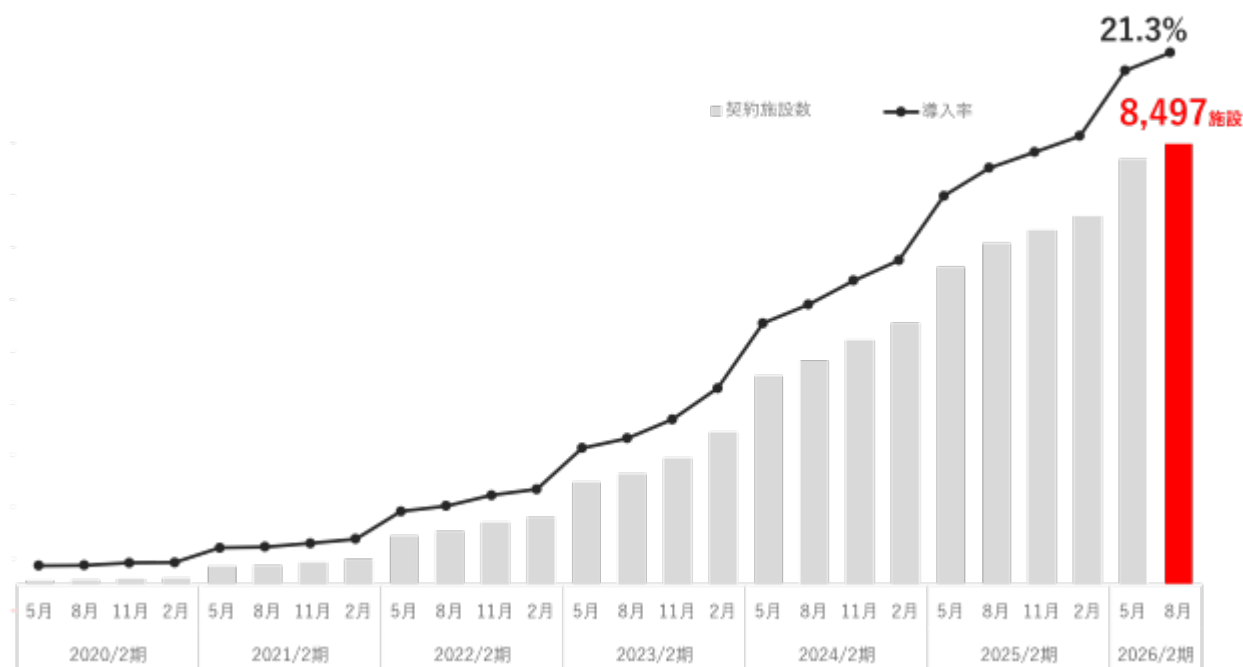
当中間連結会計期間における、主な関係会社の異動は、次のとおりであります。

2025年1月に「保育施設における福祉サービス第三者評価事業」を目的とし、保育第三者評価株式会社を設立いたしました。当中間連結会計期間より、保育第三者評価株式会社の重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

なお、主要な関係会社については、「第一部【企業情報】第2【企業の概況】3【関係会社の状況】」に記載しております。

また、以下の見出しに付された項目番号は、前事業年度の発行者情報における「第一部【企業情報】第2【企業の概況】3【事業の内容】」の項目番号に対応したものであります。

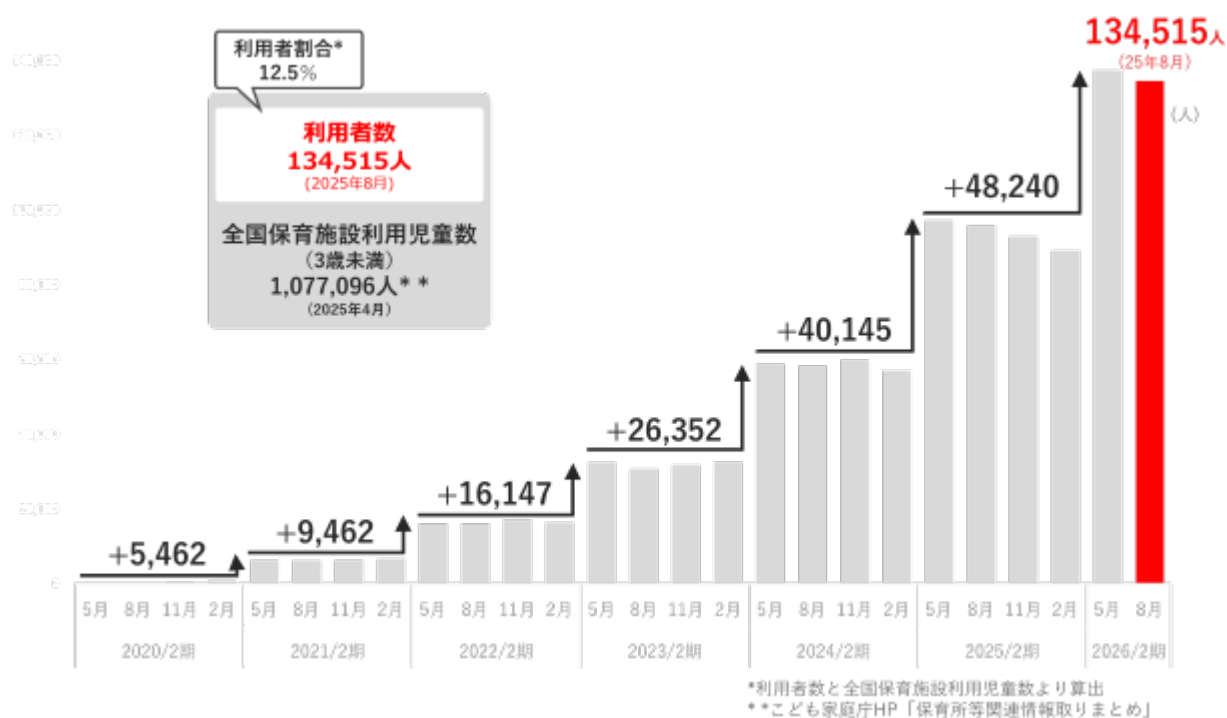
(b) サービスの広がりとポテンシャル 「契約保育施設数の推移」



2025年8月末時点において、全国の保育施設への導入数(認可外保育施設含む)は8,497施設となっております。サービス開始から6年で8,000施設弱の施設に導入できたことに加え、導入率(注)は未だ約21.3%(8,497施設/39,975施設)にとどまっており(手ぶら登園+Kao すまいる登園+にこにこ登園)当面は十分な導入余地があるものと考えております。なお、認可保育施設の数(厚生労働省が公表している「保育所等関連状況取りまとめ(令和7年4月1日)」の数値をもとに算出しております。

(注) 導入率は、当社サービス(手ぶら登園+Kao すまいる登園+にこにこ登園)を導入している認可保育施設数(特定地域保育型事業、幼稚園型認定こども園等、幼保連携型認定こども園及び保育所)(2025年8月末時点)の厚生労働省が公表している認可保育施設数に対する割合として算出しております。契約解約率は、1年間の解約件数の1年間の契約保育施設数に対する割合として算出しております。

「サービス利用者数の推移」



(注) 1. グラフは各月末の利用者数を示しております。

2. 増加数は利用者が大幅に増加する4月から翌年4月末までの増加数を示しております。

2025年8月時点で、紙おむつ等サブスクリプションサービスの直接契約の主体となる利用者数はおおよそ13万人であります。この利用者数は児童入園時(4～5月)に大きく増加する傾向があり、これまで同様に増加しております。

3 【関係会社の状況】

2025年1月に「保育施設における福祉サービス第三者評価事業」を目的とし、保育第三者評価株式会社を設立いたしました。当中間連結会計期間より、保育第三者評価株式会社の重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年8月31日現在

従業員数(名)
89 (5)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 当社グループの報告セグメントは、子育て支援事業のみであり、その他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) 発行者の状況

2025年8月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
89 (5)	36.0	2.4	4,121

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 当社の報告セグメントは、子育て支援事業のみであり、その他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント別の記載は省略しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであります。当社グループは当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、前年同期との比較は行っておりません。

(1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、インバウンド需要の回復等により緩やかな景気回復基調で推移いたしましたが、米連邦準備制度理事会(FRB)の利下げの慎重姿勢により、円安圧力の継続による物価上昇の影響や米国の相互関税導入の影響等、様々な要因から先行き不透明な状況が続いております。

当社グループの属する保育・幼児向けサービス業界においては、共働き世帯数の増加や女性の就業率上昇により保育施設利用者数及び保育施設数の増加が続いており、2025年4月の1・2歳児の保育施設の利用率は60.9%(前年比1.6%増)と増加しております。一方で2024年の出生数は72.1万人であり、前年比5.0%減少と更なる減少が進んでおり、2025年4月の保育施設の定員充足率は88.4%(前年比0.4%減)と微減しております。

(出典：こども家庭庁・保育所等関連状況取りまとめ(令和7年4月1日)、厚生労働省・人口動態統計速報(令和6年12月分))

その為、政府は「次元の異なる少子化対策」を掲げ、2023年4月に「こども家庭庁」の設置をはじめとして、2025年3月に「こどもまんなか実行計画2025」が決定される等子育て環境の整備に向けた施策を推進しております。

当社の事業に係る動きとしては、2023年1月に厚生労働省より各自治体に対し、保育施設において使用済みのおむつの処分を行うことを推奨する通達が出されており、保育・幼児向けサービスはますます重要性が増しております。

このような環境の中、当社は保育施設に対して、紙おむつを中心としたサブスクリプションサービスの拡充を行ってまいりました。積極的な広告宣伝や、無料キャンペーンを実施することで、当サービスの知名度は向上し、前事業年度末と比較し、当中間連結会計期間末における紙おむつサブスクリプションサービスの利用者が89,125名から134,515名と45,390名増加、また、契約保育施設数も7,100施設から8,497施設と1,397施設の増加(無料キャンペーン中の利用者・契約保育施設を含む)となりました。

売上原価に関しては新規の契約保育施設数及び、有料課金契約数が大幅に増加したことにより、3月と4月のおむつ等の仕入高が増加したことで、大きく増加しております。

以上の結果、当中間連結会計期間の経営成績は、売上高2,007百万円、営業利益125百万円、経常利益122百万円、親会社株主に帰属する中間純利益76百万円となりました。

なお、当社グループの報告セグメントは、子育て支援事業のみであり、その他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間における現金及び現金同等物の中間期末残高は、627百万円となりました。当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、49百万円の収入となりました。これは主に税金等調整前中間純利益が122百万円、仕入債務の増加が77百万円であった一方で、売上債権の増加が170百万円、未払金の減少が13百万円、未払消費税等の減少が8百万円あったことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、24百万円の支出となりました。これは主に無形固定資産の取得による支出が24百万円あったことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、72百万円の支出となりました。これは主に長期借入金の返済による支出が64百万円、自己株式取得による支出が4百万円あったことによるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注実績

当社グループにおける受注活動には、子育て支援事業のECサイト物販が該当するものの、受注から商品発送までのリードタイムが短いことから受注実績の記載を省略しております。

また、一部受注開発をおこなっておりますが、受注開発の売上高に占める割合の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(3) 販売実績

当社グループは子育て支援事業を主要な事業としているため、販売高を記載しております。

当中間連結会計期間における販売実績を示すと、次のとおりとなります。

販売カテゴリーの名称	販売高（千円）	前年同期比（%）
紙おむつ等サブスクリプションサービス	1,933,615	—
その他	74,270	—
合計	2,007,885	—

(注) 1. 当社グループは、当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、前年同期比（%）を記載しておりません。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、当該割合が100分の10以上の主要な相手先がないため記載しておりません。

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループの対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、本発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクはありません。当社株式の株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

なお、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社グループが判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

(担当J-Adviserとの契約について)

当社は、本発行者情報公表日現在において、株式会社船井総合研究所との間で、担当J-Adviser契約(以下、「当該契約」という。)を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりであります。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser契約解除に関する条項>

当社(以下「甲」という)が次のいずれかに該当する場合には、株式会社船井総合研究所(以下「乙」という)はJ-Adviser契約(以下「本契約」という)を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。)に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法(以下、「産競法」という。)第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(乙が適当と認める場合に限る。)には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書面に基づき行うものとする。

(a) 次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

ロ 産競法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

(b) 規程施行規則第501条第7項第5号bに定める、第6項に定める純資産の額が正の状態となるための計画の前提となった重要な事項等が、有価証券上場規程第402条第1号a jに規定する公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるとき等で再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合
甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあること等により事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合
甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。)
甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、甲が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
 - (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - (b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - (b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されている等公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合(甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日
 - (a) TOKYO PRO Marketの上場株券等
 - (b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会(普通出資者総会を含む。)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。))についての書面による報告を受けた日)
- c 甲が、a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合(本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く。)は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i の2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はi からviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為)で定める行為(以下本号において「吸収合併等」という。)を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主(甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者)が異動した場合(当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧ 発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫ 株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策(以下「ライツプラン」という。)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。)
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。)
- d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
- e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式(取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。)の発行に係る決議又は決定
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑯ 全部取得

甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

⑰ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき

⑱ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは株式会社東京証券取引所が上場廃止を適当と認めた場合

<J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項>

- ① 甲又は乙が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1カ月とする。)を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
- ② 前項の定めに関わらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、甲又は乙から相手方に対し、1カ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
- ③ 本契約を解除する場合、特段の事情の無い限り、乙は予め本契約を解除する旨を株式会社東京証券取引所に通知する。

5 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、当社グループの経営上の重要な契約等について、重要な変更はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。なお、当社グループは当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、比較情報を記載していません。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当中間連結会計期間末における資産合計は、1,242百万円となりました。

流動資産は1,075百万円となり、主な内訳は、現金及び預金627百万円、売掛金437百万円であります。

固定資産は167百万円となり、主な内訳は、無形固定資産115百万円、投資その他の資産42百万円であります。

(負債)

当中間連結会計期間末における負債合計は、687百万円となりました。

流動負債は517百万円となり、主な内訳は、買掛金223百万円、1年内返済予定の長期借入金113百万円であります。

固定負債は169百万円となり、主な内訳は、長期借入金164百万円であります。

(純資産)

当中間連結会計期間末における純資産合計は、555百万円となりました。

主な内訳は、資本金100百万円、資本剰余金574百万円、利益剰余金△115百万円であります。

以上の結果、自己資本比率は44.6%となりました。

(3) 経営成績の分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】(1)業績」に記載のとおりであります。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因

「第3【事業の状況】4【事業等のリスク】」に記載のとおりであります。

(5) キャッシュ・フローの状況の分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4 【設備の状況】

当社グループの報告セグメントは、子育て支援事業のみであり、その他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント別の記載は省略しております。

1 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 国内子会社

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設の計画はありません。

また、重要な設備の除却等の計画はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(株) (2025年8月31日)	公表日現在発行数(株) (2025年11月21日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	11,782,000	8,836,420	2,945,580	2,945,580	東京証券取引所 TOKYO PRO Market	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	11,782,000	8,836,420	2,945,580	2,945,580	—	—

(注) 未発行株式数には新株予約権の行使により発行される予定の普通株式302,000株が含まれております。

(2) 【新株予約権等の状況】

当社は、当社役員等に対するインセンティブを目的に新株予約権を付与しております。この新株予約権が権利行使された場合、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。

第1回新株予約権(2020年1月10日臨時株主総会決議)

区分	当中間会計期間末現在 (2025年8月31日)	公表日の前月末現在 (2025年10月31日)
新株予約権の数(個)	12,000 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	120,000 (注) 1、2、7	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権1個当たり10円 (1株当たり1円) (注) 3、7	同左
新株予約権の行使期間	自 2022年11月1日 至 2029年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 0.5 (注) 3、4、7	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとしております。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、10株であります。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとしております。ただし、係る調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り上げるものとしております。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合、又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとしております。

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとしております。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・自己株式の処分を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとしております。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとしております。

さらに、上記のほか、新株予約権の割当日後、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合、又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとしております。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとしております。また、新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前述した資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額としております。
5. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。
- (1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
 - (2) 各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。
 - (3) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内の証券取引所に上場している場合に限り行使できるものとする。
 - (4) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。
6. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとしております。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとしております。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとしております。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1、2に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)3で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に、前述の(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使の条件
(注)5に準じて決定する。
 - (7) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(注)4に準じて決定する。
 - (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - (9) 新株予約権の取得事由
以下の新株予約権の取得事由に準じて決定する。
新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。
7. 2023年10月13日開催の取締役会決議により、2023年11月7日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより、上表の「当中間連結会計期間末現在」に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額」は調整後の内容となっております。

第2回新株予約権(2023年1月23日臨時株主総会決議)

区分	当中間会計期間末現在 (2025年8月31日)	公表日の前月末現在 (2025年10月31日)
新株予約権の数(個)	12,700(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	127,000(注)1、2、7	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権1個当たり8,419円 (1株当たり842円) (注)3、7	同左
新株予約権の行使期間	自 2025年3月1日 至 2032年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 842 資本組入額 421 (注)3、4、7	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとしております。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、10株であります。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとしております。ただし、係る調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとしております。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合、又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとしております。

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとしております。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・自己株式の処分を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとしております。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」と読み替えるものとしております。

さらに、上記のほか、新株予約権の割当日後、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合、又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとしております。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとしております。また、新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前述した資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額としております。

5. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。
- (1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
 - (2) 各新株予約権 1 個当たりの一部行使はできないものとする。
 - (3) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内の証券取引所に上場している場合に限り行使できるものとする。
 - (4) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。
6. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとしております。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとしております。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとしております。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1、2に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)3で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に、前述の(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使の条件
(注)5に準じて決定する。
 - (7) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(注)4に準じて決定する。
 - (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - (9) 新株予約権の取得事由
以下の新株予約権の取得事由に準じて決定する。
新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。
7. 2023年10月13日開催の取締役会決議により、2023年11月7日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより、上表の「当中間連結会計期間末現在」に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額」は調整後の内容となっております。

第3回新株予約権(2025年7月9日臨時株主総会決議)

区分	当中間会計期間末現在 (2025年8月31日)	公表日の前月末現在 (2025年10月31日)
新株予約権の数(個)	550(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	55,000(注)1、2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権1個当たり95,000円 (1株当たり950円) (注)3	同左
新株予約権の行使期間	自 2027年7月11日 至 2034年7月10日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 950 資本組入額 475 (注)3、4	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとしております。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとしております。ただし、係る調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとしております。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合、又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとしております。

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとしております。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとしております。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとしております。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとしております。また、新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前述した資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額としております。
5. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。
 - (1) 新株予約権者は、当社普通株式がTOKYO PRO Market以外のいずれかの株式公開市場に上場した場合にのみ新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りでない。
 - (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、従業員または社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
6. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとしております。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとしております。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとしております。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1、2に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)3で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に、前述の(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使の条件
(注)5に準じて決定する。
 - (7) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(注)4に準じて決定する。
 - (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - (9) 新株予約権の取得事由
以下の新株予約権の取得事由に準じて決定する。
新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2025年8月31日	—	普通株式 2,945,580	—	100,000	—	321,004

(6) 【大株主の状況】

2025年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対す る所有株式数の 割合(%)
Cordial株式会社	大阪府大阪市淀川区西中島一丁目9番20号	1,100,100	37.41
上野 公嗣	大阪府大阪市阿倍野区	844,220	28.71
DIMENSION投資事業有限責任組合	東京都港区虎ノ門五丁目9番1号	178,160	6.06
ユニ・チャーム株式会社	東京都港区三田三丁目5番19号 住友不動産 東京三田ガーデンタワー	155,780	5.30
イノベーションディスカバリー1 号投資事業有限責任組合	京都府京都市下京区室町通綾小路上る鶏鉾町 480番地	118,770	4.04
株式会社こどもの森	東京都国分寺市光町二丁目5番1号	110,000	3.74
SMBCベンチャーキャピタル6号投 資事業有限責任組合	東京都中央区八重洲一丁目3番4号	59,390	2.02
関西イノベーションネットワーク 投資事業有限責任組合	大阪府大阪市北区茶屋町18番14号	59,380	2.02
日本マスタートラスト信託銀行株 式会社(信託口T6K15700 1)	東京都港区赤坂一丁目8番1号 赤坂インテ ーシティAIR	50,500	1.72
株式会社コドモン	東京都品川区西五反田八丁目4番13号 五反 田JPビルディング10階	48,000	1.63
計	—	2,724,300	92.64

(注) 1. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

2. Cordial株式会社は、代表取締役上野公嗣の資産管理会社であります。

3. 上記のほか当社所有の自己株式4,900株につきましては、上記の表及び持分比率の計算より除いております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 4,900	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,939,800	29,398	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 880	—	—
発行済株式総数	2,945,580	—	—
総株主の議決権	—	29,398	—

② 【自己株式等】

2025年8月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) BABY JOB株式会社	大阪市淀川区西中島六丁目 7番8号	4,900	—	4,900	0.17
計	—	4,900	—	4,900	0.17

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年3月	2025年4月	2025年5月	2025年6月	2025年7月	2025年8月
最高(円)	—	—	950	—	—	—
最低(円)	—	—	950	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

2. 2025年3月、2025年4月、2025年6月、2025年7月、2025年8月においては売買実績がありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報提出日後、中間発行者情報公表日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)	就任年月日
取締役	—	米ノ井 克司	1983年 11月2日生	2007年4月 トーマツコンサルティング㈱（現：デロイトトーマツコンサルティング合同会社）入社 2011年1月 ㈱ボストンコンサルティンググループ 入社 2017年5月 CLSAキャピタルパートナーズジャパン㈱（現：サンライズキャピタル㈱）入社 2018年3月 ㈱ユニメイト 監査役 2019年4月 ㈱ワールドパーティー 取締役 2019年4月 ㈱ブルーム 取締役 2021年6月 ㈱ブルーム 代表取締役 2021年6月 ㈱アシスト（現：㈱LiPLUSホールディングス） 取締役 2021年6月 Earth Technology Group㈱ 監査役 2021年6月 Earth Technology㈱ 監査役 2022年3月 ㈱ティーエフホールディングス 取締役 2022年3月 ㈱タスク・フォース 代表取締役 2022年3月 ㈱タスク・フォース ミテラ 代表取締役 2022年3月 合同会社トリプルエー（現：㈱タスク・フォース） 業務執行社員 2022年3月 合同会社ビリーフード（現：㈱タスク・フォース） 業務執行社員 2023年6月 Earth Technology Group㈱ 取締役 2024年10月 ㈱Trunk1 代表取締役 2024年10月 Billホールディングス㈱ 代表取締役 2024年10月 ㈱東海鋳機 取締役 2024年12月 ㈱タスク・フォース 取締役 2024年12月 ㈱タスク・フォース ミテラ 取締役 2025年7月 当社 社外取締役（現任） 2025年7月 SeedArts㈱ 代表取締役（現任） 2025年7月 スリーエスキャピタル㈱ 入社（現任）	(注) 1	—	2025年 7月1日
取締役	—	佐々木 久美子	1972年 12月13日生	1995年8月 ㈱富士通九州システムエンジニアリング 入社 1998年8月 ㈱ケイズコンピューティング 入社 2001年9月 ㈱アイキューブドシステムズ（現：㈱アイキューブドシステムズ） 入社 2004年2月 ㈱アイキューブドシステムズ 常務取締役 2011年7月 ㈱クリップエンターテイメント（現：㈱グルーヴノーツ）設立 代表取締役 2012年4月 ㈱グルーヴノーツ代表取締役会長 2023年9月 ㈱グルーヴノーツ取締役会長 2025年10月 ㈱KUMI Lab設立 代表取締役（現任） 2025年11月 当社 社外取締役（現任）	(注) 1	—	2025年 11月1日

(注) 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の任期は、2025年5月28日開催の定時株主総会終結の時から選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

2. 取締役 米ノ井克司及び佐々木久美子は社外取締役であります。

3. 所有株式数については、提出日現在の株式数であります。

(2) 異動後の役員の男女別人数及び女性の比率

男性5名 女性3名（役員のうち女性の比率 37.5%）

第6 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間連結財務諸表は、第一種中間連結財務諸表であります。

なお、当社は当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、比較情報を記載しておりません。

- (2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行細則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間(2025年3月1日から2025年8月31日まで)に係る中間連結財務諸表について、R S M清和監査法人により期中レビューを受けております。

【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (2025年 8 月 31 日)
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	627,314
売掛金	437,134
商品	4,027
仕掛品	2,884
貯蔵品	1,240
その他	13,305
貸倒引当金	△10,812
流動資産合計	1,075,093
固定資産	
有形固定資産	9,957
無形固定資産	115,014
投資その他の資産	42,564
固定資産合計	167,536
資産合計	1,242,629
負債の部	
流動負債	
買掛金	223,936
1年内返済予定の長期借入金	113,182
未払法人税等	25,950
賞与引当金	10,089
その他	144,380
流動負債合計	517,539
固定負債	
長期借入金	164,241
その他	5,334
固定負債合計	169,576
負債合計	687,115
純資産の部	
株主資本	
資本金	100,000
資本剰余金	574,312
利益剰余金	△115,793
自己株式	△4,655
株主資本合計	553,864
新株予約権	1,649
純資産合計	555,513
負債純資産合計	1,242,629

② 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2025年 3 月 1 日 至 2025年 8 月 31 日)
売上高	2,007,885
売上原価	1,328,437
売上総利益	679,448
販売費及び一般管理費	※ 554,183
営業利益	125,265
営業外収益	
受取利息	637
補助金収入	500
その他	311
営業外収益合計	1,448
営業外費用	
支払利息	2,109
支払手数料	2,042
営業外費用合計	4,152
経常利益	122,561
税金等調整前中間純利益	122,561
法人税、住民税及び事業税	26,047
法人税等調整額	20,366
法人税等合計	46,414
中間純利益	76,147
親会社株主に帰属する中間純利益	76,147

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)
中間純利益	76,147
中間包括利益	76,147
(内訳)	
親会社株主に係る中間包括利益	76,147

③ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前中間純利益	122,561
減価償却費	16,216
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	2,160
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△8,120
株式報酬費用	1,649
受取利息及び受取配当金	△637
支払利息	2,109
売上債権の増減額 (△は増加)	△170,372
棚卸資産の増減額 (△は増加)	9,003
仕入債務の増減額 (△は減少)	77,594
契約負債の増減額 (△は減少)	2,604
未払金の増減額 (△は減少)	△13,331
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△8,187
未収還付消費税等の増減額 (△は増加)	△412
その他	19,235
小計	52,074
利息及び配当金の受取額	637
利息の支払額	△2,062
法人税等の支払額	△1,053
営業活動によるキャッシュ・フロー	49,595
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△600
無形固定資産の取得による支出	△24,456
敷金及び保証金の差入による支出	△1,824
敷金及び保証金の回収による収入	1,889
投資活動によるキャッシュ・フロー	△24,991
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	45,000
短期借入金の返済による支出	△45,000
長期借入金の返済による支出	△64,772
リース債務の返済による支出	△572
自己株式の取得による支出	△4,655
その他	△2,042
財務活動によるキャッシュ・フロー	△72,042
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△47,437
現金及び現金同等物の期首残高	674,752
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 627,314

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

1. 連結の範囲の重要な変更

当中間連結会計期間において、保育第三者評価株式会社の重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

2. 持分法適用の範囲の重要な変更

該当事項はありません。

(追加情報)

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

当社グループは、当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しております。中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項は以下のとおりであります。

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1 社

連結子会社の名称 保育第三者評価株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と一致しております。

(中間連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は以下のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)
給料及び手当	183,082 千円
賞与引当金繰入額	8,914 〃
販売促進費	66,384 〃
支払手数料	130,169 〃
減価償却費	16,216 〃
貸倒引当金繰入額	2,160 〃

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、以下のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)
現金及び預金	627,314 千円
預入期間が3か月を超える定期預金	—
現金及び現金同等物	627,314 千円

(株主資本等関係)

当中間連結会計期間（自 2025年3月1日 至 2025年8月31日）

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、2025年7月14日の取締役会決議に基づき、自己株式4,900株の取得を行っております。この結果、当中間連結会計期間において、自己株式が4,655千円増加し、当中間連結会計期間末において自己株式が4,655千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当中間連結会計期間（自 2025年3月1日 至 2025年8月31日）

当社グループの報告セグメントは、「子育て支援事業」のみであり、その他の事業セグメントの重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、「子育て支援事業」を主要な事業としており、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は次のとおりであります。

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)
紙おむつ等サブスクリプションサービス	1,933,615
その他	74,270
顧客との契約から生じる収益	2,007,885
その他の収益	—
外部顧客への売上高	2,007,885

(1 株当たり情報)

1 株当たり中間純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間連結会計期間 (自 2025年 3 月 1 日 至 2025年 8 月31 日)
(1) 1 株当たり中間純利益	25円86銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	76, 147
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 中間純利益(千円)	76, 147
普通株式の期中平均株式数(株)	2, 944, 301
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益	24円73銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する中間純利益調整額(千円)	—
普通株式増加数(株)	134, 311
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	第 3 回新株予約権 550 個 (普通株式 55, 000 株) なお、新株予約権の概要は「第 5 発行者の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益は、TOKYO PRO Marketでの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部 【特別情報】

第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

2025年11月14日

BABY JOB株式会社

取締役会 御中

R S M 清 和 監 査 法 人

神 戸 事 務 所

指 定 社 員 公 認 会 計 士
業 務 執 行 社 員

坂 井 浩 史

指 定 社 員 公 認 会 計 士
業 務 執 行 社 員

村 井 貴 士

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているBABY JOB株式会社の2025年3月1日から2026年2月28日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年3月1日から2025年8月31日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、BABY JOB株式会社及び連結子会社の2025年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、

職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上